

QPARC 参加規約

本 QPARC 参加規約(以下「本規約」といいます。)には、株式会社 QunaSys(以下「当社」といいます。)が提供する第2条で定める本サービスの参加にあたり、参加者の皆様に遵守していただくかなければならない事項及び当社と参加者との間の権利義務関係が定められております。本サービスに参加いただく方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいますようお願いいたします。

第1条 適用

本規約は、本サービスに関する当社と第2条で定義する参加者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、参加者と当社との間の本サービスに関わる一切の關係に適用されます。

第2条 定義

本規約において使用する以下の用語の定義は以下に定めるとおりです。

- (1) 「本サービス」とは、当社が企画、運営する量子コンピュータに関するコンソーシアムである「QPARC」への参加を通じて提供されるサービスを意味します。
- (2) 「参加者」とは、当社に対して参加申込書等を提出して参加契約を締結した者を意味します。
- (3) 「参加申込書等」とは、本サービスに申し込むために、参加者が提出する参加者の情報、サービスプラン、料金等が記載された申込書、WEBフォーム又はその他当社が定める方法で行う申込みフォームを意味します。
- (4) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)を意味します。

第3条 参加契約

1. 本サービスの参加を希望する者(以下「参加希望者」といいます。)が、本規約を遵守することに同意し、参加申込書等を提出して本サービスへの参加を申し込み、当社がかかる申込みを承諾又は本サービスの提供を開始した時点で、本規約の諸規定及び当該参加申込書等に記載の諸条件を内容とする契約(以下「参加契約」といいます。)が参加者と当社間に成立します。
2. 参加者は、参加申込書等を提出する者が参加契約を締結する適法な権限を有していることを保証し、当該権限がない場合にはその行為を追認し、これに起因する全責任を負うものとします。
3. 参加希望者は、本サービスの参加の申込みにあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。
4. 当社は、参加希望者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本サービスの参加の申込みを拒絶することがあります。ただし、当社が本サービスの参加の申込みを拒絶した場合であっても、当社は、その理由を開示する義務を負いません。
 - (1) 本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合

- (2) 当社に提供された参加者の情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3) その他、当社が本サービスの参加者として適当でないと判断した場合
5. 参加者は、参加申込書等に記載した参加者の情報に変更があった場合は、遅滞なく、当社の定める方法により、当該変更事項を当社に通知し、当社から要求された資料を提出するものとします。参加者が当該参加者の情報の変更の通知・資料の提出を怠ったことによって参加者に損害が発生したとしても、当社は一切責任を負いません。

第4条 本規約の遵守

参加者は、本サービスを利用させる参加者の従業員又は役員に対して本規約及び参加契約を遵守させる義務を負うものとし、当該従業員又は役員が本規約又は参加契約に違反した場合、参加者が本規約又は参加契約に違反したものとみなします。

第5条 参加費及び支払方法

1. 参加者は、当社に対し、参加申込書等で選択するサービスプランに基づく参加費(以下「参加費」といいます。)を支払うものとします。
2. 参加者は、当社が発行する請求書に記載した支払日までに、参加費を当社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。振込手数料その他支払に必要な費用は参加者の負担とします。

第6条 知的財産権

1. 本サービスにおいて参加者に提供された講義内容及び配布資料等(媒体の如何を問わず、以下総称して「配布資料等」といいます。)に関する知的財産権は、当該配布資料等を創作した者に帰属します。参加者は、参加者自身が利用する限りにおいて、利用目的の制限なく、当該配布資料等を利用することができます。なお、当社及び参加者は、配布資料等の創作者が同意しない限り、当該配布資料等を翻案又は公衆送信することはできません。
2. 本サービスにおいて当社又は参加者が新たに発案又は創出したアイデア、資料等(媒体の如何を問わず、以下総称して「発明・創作等」といいます。)に関する知的財産権は、当該発明・創作等を発案又は創作した者に帰属します。発案者又は創作者を特定することができないときは、当該発明・創作等に関する知的財産権は当社に帰属します。当該発明・創作等を発案又は創作した当社及び参加者は、当社又は他の参加者に対し、当社又は他の参加者自身が利用する限りにおいて、利用目的の制限なく、当該発明・創作等を実施又は利用することを許諾し、当社又は他の参加者はこれを実施又は利用することができます。なお、当社及び参加者は、発明・創作等の知的財産権が帰属する者が同意しない限り、当該発明・創作等を翻案又は公衆送信することはできません。
3. 本条の定めにかかわらず、当社が参加者に対し実施するアンケートの回答に関する知的財産権は、当社に帰属します。当社は、当該アンケートの回答を目的の制限なく利用できます。

第7条 参加企業名等の使用

当社は、参加者の事前の承諾がある場合に限り、参加者の企業名、サービス名、ロゴ、それに関連する商標権を、本サービスの参加者を明らかにする目的その他本サービスの告知・広

告・広報の目的の範囲に限り、媒体を問わず無償で使用するものとします。

第8条 解除等

1. 当社は、参加者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、参加契約を解除することができます。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 参加者の情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 当社、他の参加者、その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスに参加した、又は参加しようとした場合
 - (4) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
 - (5) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (6) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
 - (7) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
 - (8) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (9) 第3条第4項各号に該当する場合
 - (10) その他、当社が参加者としての継続を適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、参加者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払いを行わなければなりません。
3. 当社は、本条に基づき参加契約を解約したことにより参加者に生じた損害について一切の責任を負いません。
4. 参加者は、当社に通知することにより、いつでも参加契約を解約することができるものとします。
5. 理由の如何に拘わらず、本条に基づき参加契約が解除又は解約された場合であっても、参加者は当社に対して支払済みの参加費等の返金を求めることはできないものとします。

第9条 保証及び責任

当社は、本サービスについて、特定の目的への適合性、商業的有用性、正確性、完全性を含め、本規約及び参加申込書等に定めるものを除き、如何なる保証も行うものではありません。

第10条 損害賠償

1. 参加者は、本規約に違反することにより又は本サービスに付随して当社に損害を与えた場合、当社にその損害を賠償するものとします。
2. 当社は、本規約に違反することにより参加者に損害を与えた場合、本サービスの参加費を上

限として、その損害を賠償するものとします。

第11条 秘密保持

1. 本規約において「秘密情報」とは、本サービスに関連して、当社又は参加者が、相手方(他の参加者を含む。以下本条において同じ。)より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する情報であつて、秘密であることを明示された情報を意味します。但し、(1)相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの、(2)相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4)秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。
2. 当社及び参加者は、秘密情報を前項に基づき秘密であることを明示した者が指定した目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に当社の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 第2項の定めにと拘わらず、当社及び参加者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。
4. 当社及び参加者は、秘密情報の複製物の管理については第2項に準じて厳重に行うものとします。
5. 第6条の配布資料等及び発明・創作等は、第1項但書に該当しない限り、秘密であることを明示された情報であるかを問わず秘密情報として扱わなければなりません。

第12条 反社会的勢力の排除

1. 当社及び参加者は、参加契約締結日現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。
2. 当社及び参加者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為をしないことを誓約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社及び参加者は、相手方が前2項に違反していることが判明した場合、何らの通知又は催告を行わずに、直ちに本契約を解除できます。
4. 本条に基づき参加契約を解除した当社又は参加者は、当該解除により相手方に生じた損害

の賠償責任を負わないものとします。

第13条 有効期間

参加契約は、第3条に基づき参加契約が成立した時点で効力を有し、参加申込書等に記載される終了日まで有効に存続します。

第14条 本規約の譲渡等

当社及び参加者は、相手方の書面による事前の承諾なく、参加契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第15条 存続規定

第6条、第7条、第8条第2項、第3項及び第5項、第9条から第11条、第12条第4項、第14条から第17条までの規定は参加契約の終了後も有効に存続するものとします。但し、第11条については、参加契約終了後5年間に限り存続するものとします。

第16条 準拠法及び管轄裁判所

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条 協議解決

当社及び参加者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。